

〔翻訳〕

公務員制度における団体協定の改正、及び、 解約に関する憲法院 2021 年 12 月 10 日判決 第 2021-956QPC 号

奥 忠 憲

はじめに

フランスにおいては、日本と同様に、使用者と法的効力を有する合意をする憲法上の権利が労働組合に与えられていたが、公務員法では、勤務条件等を法令により決定すべきとする要請を理由に、長年にわたり、こうした合意としての協定には法的効力が認められていなかった。しかしながら、2021 年 2 月 17 日オールドナンス第 2021-174 号第 1 条により、1983 年 7 月 13 日法律第 83-634 号¹ 第 8 条の 2 から第 8 条の 9 ままで定められることにより、とりわけ、第 8 条の 4 第 1 項に基づき、直近の公務員代表選挙において半数以上の票を得たことという多数性要件をみたした代表的官公吏組合と管轄当局との間で締結された協定に法的効力が認められることとなった。この点で、画期的な法改正であったと評価できる。

しかしながら、こうした法改正は、憲法院 2021 年 12 月 10 日判決第 2021-956QPC 号（以下、本判決）の対象となった。すなわち、前記の 1983 年法の第 8 条の 8 第 3 項は、官公吏組合が協定を改正し、又は、解約す

八

1 公務員法における一般法について定める 4 つの法律から構成されていた官公吏一般身分規程法律のうち、国家、地方、病院公務員制度に共通して適用される総則規定を定める第 1 部とされていた法律である。なお、これらの官公吏関係一般身分規程法律は、2021 年 11 月 24 日オールドナンス第 2021-1574 号によって制定された公務員制度一般法典に再編されることとなった。

いないのに当局が交渉するというのは考え難いとする指摘³がなされている。これらに鑑みると、前記の規定、及び、本判決は、大きな問題を有するものと考えることができる。

以上に鑑みた結果として、本稿において、本判決を訳出する次第である。

なお、本判決、及び、本判決の対象となった 2021 年オールドナンスによる法改正については、既に拙稿⁴において若干の紹介や検討をしたことがあり、詳しくは、それらを参照されたい。本稿は、それらの基礎資料として位置づけられるものである。

また、本稿における翻訳の原文は、憲法院の管理運営するサイト (<https://www.conseil-constitutionnel.fr/decision/2021/2021956QPC.htm>) に掲載されているものである (2023 年 12 月 11 日最終閲覧)。

3 Pierre-Yves Gahdoun, *Chronique de droit public (juillet à décembre 2021), Titre VII, n° 8, avril 2022.*

4 2021 年オールドナンスによる法改正につき、拙稿「フランス公務員参加法における協定法制に関する考察——2021 年法改正による法的効力付与を中心に——」曾我部真裕ほか(編著)『憲法秩序の新構想』(三省堂、2021 年)242-267 頁。2021 年オールドナンスによって改正された規定が再編された公務員制度一般法典法律の部第 2 編第 2 章に関するものとして、拙訳「フランス公務員制度一般法典の団体交渉、及び、団体協定に関する協定——法律の部第 2 編第 2 章——」駒澤法学第 23 巻第 1 号(2023 年)75-86 頁。2021 年オールドナンスによる法改正、及び、その後の公務員制度一般法典に加え、本判決も扱うものとして、拙稿「公務員制度における協定への法的効力の付与——公務員制度における団体交渉、及び、団体協定に関する 2021 年 2 月 17 日のオールドナンス第 174 号、公務員制度における団体協定の改正、及び、解約に関する憲法院 2021 年 12 月 10 日判決第 2021-956QPC 号」日仏法学第 32 号(2023 年)127-132 頁。

憲法院 2021 年 12 月 10 日判決第 2021-956QPC 号 (抄)

paragr. 1

1983 年 7 月 13 日法律第 83-634 号第 8 条の 8 は、2021 年 2 月 17 日オールドナンス第 2021-174 号によって制定されたものであり、公務員制度において締結された団体協定に関するものである。その第 3 項が定めているのは次のとおりである。

「第 8 条の 4 第 1 項に定められている多数性要件を遵守し締結される協定により、及び、命令で定められている方法に基づき、第 8 条の 2 の定める協定を改正できる。

協定に署名した行政当局は、異例の状況である場合に、及び、命令の定める条件において、一定の期間にわたり、協定の施行を停止できる。

命令の定める方法に基づき協定を締結した当事者は、その協定を、全部、又は、一部の解約の対象にすることができる。協定の解約は、これに署名した官公吏組合によるときには、第 8 条の 4 に定められている多数性要件をみたさなければならない。このような解約の対象となる協定が必要に応じ含んでいる命令条項は、命令制定権、又は、新たな協定が、これを改正し、又は、廃止するまで有効である。」

paragr. 2

五 申立人は、申し立てられている規定が、協定の署名者ではない代表的官公吏組合に対し、協定の署名者ではないという理由で、公務員制度において締結された協定の改正や解約を請求することを認めないことにより、組合の自由、及び、労働者参加原理に違反していると主張している。

paragr. 3

したがって、本 QPC は、1983 年 7 月 13 日法律第 8 条の 8 第 3 項第 1 段落、

及び、第 3 段落第 1 文、及び、第 2 文に関するものである。

paragr. 4

1946 年憲法前文第 6 段は、「何人も、組合活動によって自らの利益を擁護し、かつ、自らの選択する組合に加入することができる」と定めている。1946 年憲法前文第 8 段は、「すべての労働者は、自らの代表者を介し、労働条件の集団的決定、及び、企業の管理に参加する」と定めている。

paragr. 5

労働条件の集団的決定に対する官公吏組合の参加を保障するために適切な法準則を定めることは、憲法第 34 条に基づき、国家の文武官公吏に与えられる基本的保障に関する法準則を定める権限を与えられている立法者の責務である。

paragr. 6

代表的官公吏組合、並びに、管轄行政当局、及び、管轄地方当局は、協定を締結できる資格を有する。締結された協定は、直近の公務員代表選挙のときに、交渉する資格の与えられる官公吏組合を支持する有効投票の半数以上を得た一つ又は複数の代表的組合の署名したときに、有効である。

paragr. 7

1983 年 7 月 13 日法律第 8 条の 8 第 3 項第 1 段落の問題の規定は、前記の多数性要件を遵守し締結される協定により、公務員制度において締結された団体協定を改正できることを定めている。

四

paragr. 8

同項第 3 段落の問題の規定は、協定に署名した当事者による限りで、かつ、官公吏組合については、前記の多数性要件を遵守するという条件の下

で、協定の全部又は一部の解約を認めている。

paragr. 9.

第 1 に、同項第 1 段落の問題の規定は、それ自体では、団体協定の署名者ではない代表的官公吏組合に対し、その協定の改正に取り組むことを禁止する目的も効果も有しない。

paragr.10.

第 2 に、一方では、同項第 3 段落の問題の規定は、協定の署名者であると同時に協定の解約時点において代表的である官公吏組合のみに、協定を解約する権利を与えることにより、このような協定の締結を促し、その協定の永続性を保障することを目的としている。

paragr. 11

他方では、多数性要件を遵守する代表的官公吏組合は、協定の署名者ではないとしても、1983年7月13日法律第8条の5の定める限りで、協定の改正に向けた交渉を開始することを請求できるのであり、又は、新たな協定の交渉に参加できるのである。

paragr. 12

以上から、それらの規定は、1946年憲法前文第6段、及び、第8段に基づく要請に違反するものではない。

paragr. 13

三 したがって、それらの規定は、憲法の保障するその他の権利や自由を無視するものでは全くないことも考慮すると、間違いなく憲法に適合している。

当院は、以下のとおり判決する。

第 1 条

官公吏の権利義務を定める 1983 年 7 月 13 日法律第 83-634 号第 8 条の 8 第 3 項第 1 段落、及び、第 3 段落第 1 文、及び、第 2 文は、公務員制度における団体交渉、及び、団体協定に関する 2021 年 2 月 17 日オールドナンス第 2021-174 号に基づき制定されたものであり、憲法に適合する。

【附記】

本稿は、JSPS 科研費 (基盤研究 (B)) 「統治構造における独立機関の存在意義と機能条件」 (課題番号 JP20H01421・研究代表者曾我部真裕)、及び、JSPS 科研費 (基盤研究 (B)) 「わが国実定公務員法制の抜本的改革に向けた理論的研究」 (課題番号 JP21H00660・研究代表者下井康史) の助成を受けた研究の成果の一環である。